

# 免税事業者から消費税の記載がある請求書が届いた場合

消費税の免税事業者から届いた請求書に消費税の記載があっても、問題はないのでしょうか。また、源泉徴収が必要な場合にはどう計算をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

## Q.

消費税の免税事業者である甲氏（日本在住）から請求書が届いたのですが、そこには依頼したグラフィックデザイン制作料30万円の他、消費税10%として3万円の記載がありました。免税事業者なのに消費税の記載があることで、問題になりませんか？

また、居住者に対してデザインの報酬を支払うこととなりますので、支払時に源泉徴収を行います。この場合、いくらに対して源泉徴収を行うこととなりますか？

## A-1. 免税事業者の請求書に消費税の記載がある場合

適格請求書（インボイス）発行事業者以外の者が、インボイスと誤認される恐れのある請求書等を交付することは禁止されています。この場合の『誤認される恐れ』とは、たとえば次の記載がある場合をいいます。

- 登録番号（T+13桁の数字）に類似した英数字を記載する
- 他人の登録番号を自らの登録番号として記載する

ご質問の消費税の記載のみをもって、この『誤認される恐れ』があるとは考えにくい。基本的には問題になりません。

なお、禁止された行為に該当した場合には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります。

## A-2. 源泉徴収のしかた

ご質問のような報酬の他、原稿料や講演料など、日本の居住者に対して一定の報酬・料金等の支払を行う際には、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）を源泉徴収しなければなりません。

この場合の源泉徴収税額は、ご質問のグラフィックデザイン制作料であれば、次の支払金額に応じて計算します。

支払金額（A）	源泉徴収税額*
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

（※）1円未満の端数切捨て

上記『支払金額（A）』は、原則、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の額を含めた金額とされていますが、報酬・料金等の額と消費税の額が請求書等において明確に区分されている場合には、消費税の額を含める必要はありません。この場合の請求書等とは、必ずしもインボイスである必要はないため、インボイス以外の請求書等においても明確に区分されているのであれば、消費税の額を含めずに源泉徴収税額を計算することができます。

つまりご質問の場合、原則は、33万円をAとしますが、消費税の額を含めない30万円をAとしても差し支えありません。